

第 6265 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月 22日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 社員に対する金銭の貸付け

Q : 社員に会社のお金を貸し付ける場合、金利はどれぐらいにしたらいいのですか？

A : 令和元年中の貸付けは、年1.6%の金利になります。

【解説】

会社が従業員に資金を貸し付ける場合は、通常の利息相当額を徴収しなければならない、通常の利息に満たない利息しか徴収していない場合や無利息の場合には、その差額はその従業員に対する給与として取り扱われることとなります。

通常の利息相当額とは、次の金額をいいます。

- ① いわゆるひも付き融資の場合はその利率
- ② 上記以外は年1.6%(貸付けた年によって異なります)

なお、会社が前記の利率によらず、次のような会社の合理的な平均調達金利などから貸付利率を定めている場合は、その利率に基づく利率が通常の利率として認められます。

ただし、この場合にはその貸付利率の算定方法を社内規定等で明らかにしておく必要があります。

計算対象期間中に支払うべき利息の額
計算対象期間中における借入金の平均残高
×100＝平均調達金利

なお、従業員に対する貸付けであっても、その事業年度の利息の合計額が5,000円以下となる貸付けや災害、疾病などに伴う臨時的生活資金の貸付けについては無利息でも給与課税を受けることはありません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

